



千曲都市計画道路 都市計画変更素案について

千曲市建設部都市計画課
平成23年10月

■説明内容

1 都市計画道路見直しの必要性について

2 都市計画変更素案について

3 今後の手続きの流れについて

■都市計画とは

都市計画

- 都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る為、**土地利用**のあり方、**都市施設**(道路・公園等)の整備、**市街地再開発**等の計画を策定する、まちづくりの根幹をなすもの。
- 都市計画は、説明会・公聴会の開催・計画案の縦覧手続きを行うなど、**住民参加**により策定される。

■都市計画道路とは

都市計画道路

都市計画法に基づいて都市計画決定され、あらかじめルート・幅員などが決められた都市の骨格となる道路です。

都市計画道路は、将来の都市像を踏まえて計画されます。

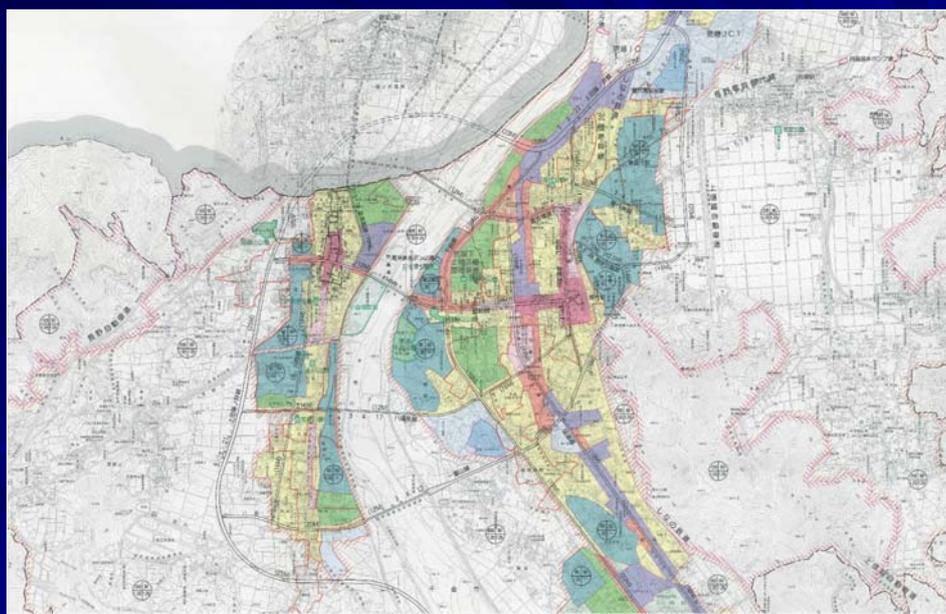
千曲市では、71,280m(約71km)が都市計画道路(幹線街路・特殊街路)として都市計画決定されています。

■ 都市計画道路の意義

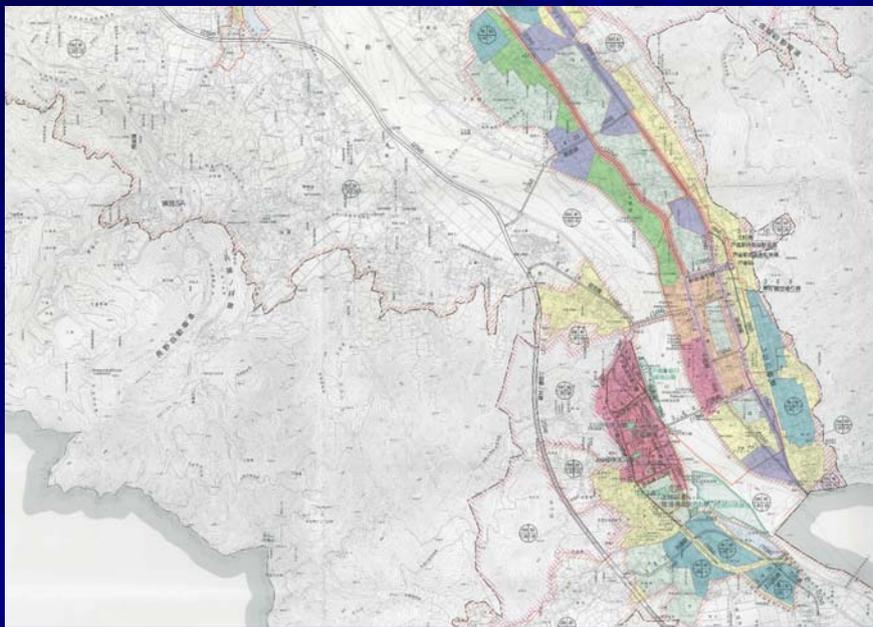
都市計画道路を都市計画に定める意義

- ①土地利用や他の都市施設(公園、下水道等)の計画と調整し、将来の目指すべき都市像を示す都市計画としての総合性・一体性を確保できる。
- ②計画段階から必要な区域や内容を示すとともに、将来の道路区域内に一定の建築制限が発生し、支障をきたす建築物の建築を抑止することができる。
- ③都市計画決定の手続きにより、計画の必要性和計画内容が明示され、整備に向けた住民との合意形成がされる。

■ 千曲都市計画



■千曲都市計画



■建築に際しての制限

都市計画法第53条

都市計画道路の区域内に建築する場合は
市長の許可が必要

許可対象建築物

- ①階数が2以下で、かつ地階を有しない
- ②主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これに類する構造
- ③容易に移転、もしくは除去できるもの

■ 都市計画道路網の見直しの必要性

昭和28年(戸倉上山田)、昭和40年(更埴)に
都市計画決定

都市計画決定当時



神武景気・岩戸景気

戦後から高度成長期の人口の増加、市街地拡大

社会情勢の変化



社会保障費↑ 公共事業費↓

人口減少・少子高齢化・市街地のコンパクト化

市町村合併(平成15年)



千曲市の将来像や土地利用を踏まえた見直し

■ 説明内容

1 都市計画道路見直しの必要性について

2 都市計画変更素案について

3 今後の手続きの流れについて

■都市計画変更の素案

千曲市の都市計画道路の状況(平成22年度末時点)

■都市計画道路(幹線街路)の計画延長

28路線・68,750m

■整備済み延長

21,144m(約3割) (全国平均 約6割)

■未着手延長

23路線・43,053m(約6割)

事業中路線を除く未着手路線(23路線・88区間)
を見直し対象とする

■都市計画変更の素案



赤:見直し対象路線(区間)
23路線・88区間

黒:整備済み・事業中路線

■都市計画変更の素案

見直しの手法

■現状の把握

①将来像の明確化

市の将来計画への位置づけ等の確認

②道路網の現状把握

都市計画道路以外の道路の整備状況等の確認

③未整備路線(区間)の実態把握

建築状況(現存建築物・法53条申請状況)

④計画決定当時の位置づけの整理

都市計画決定された位置づけ・経緯の明確化

■都市計画変更の素案

■都市計画道路整備プログラム(H21~22)の策定

①必要性(都市環境機能・都市防災機能・収容空間機能・市街地形成機能・交通機能)の検討

②代替道路の検討(既存社会資本ストックの活用)

起終点が近く、概ね同じ方向に現道がある場合

③実現性の検討

保全すべき地域(自然保護、歴史的建造物、既存コミュニティ等)、地形的制約、費用対効果等

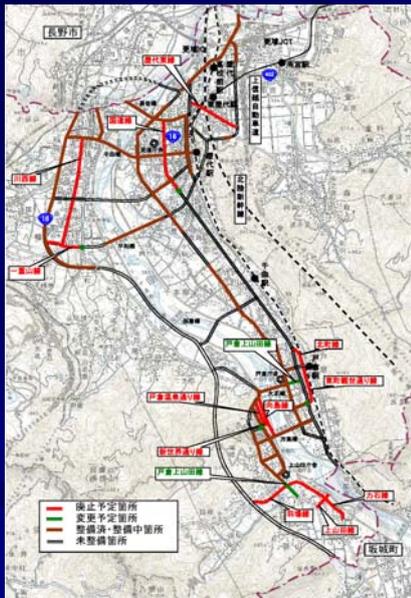
④妥当性の検討

道路幅員・構造上の変更等

都市計画道路の機能

| 項目 | 評価指標 | 評価基準 | 該当路線 |
|----------|--------------|--|---|
| ①都市環境機能 | a. 都市景観の形成 | a1: 都市の顔としてシンボリックな空間を創出する必要がある a2: 沿道の景観資源との連携により、都市景観の向上に寄与する | ・本市の玄関口である歴代駅前道路・温泉観光（戸倉上山田温泉）の玄関口となる戸倉駅前道路 ・景観資源（「景観形成重点地区の候補地」に位置づけられる箇所、平曲市景観計画）内の主たる道路及びアクセス道路 |
| | b. 道路緑化の推進 | b1: 駅付近や観光地内の道路で、歩行者が比較的多い b2: 比較的大きな公園が沿道にあり、一体的な整備により良好な緑空間の創出が可能である | ・交通拠点（歴代駅・戸倉駅）の周辺1km圏内の道路 ・戸倉上山田温泉地区の主たる道路 ・沿道に近隣公園以上の規模の都市公園が存在する道路 |
| | c. 沿道環境の保全 | c1: 十分な道路空間があり、騒音や大気汚染等の影響を抑制する効果がある c2: 沿道系用途地域の指定により、沿道に近接する住宅地の住環境を保全する必要がある | ・交通量が多い主要幹線道路または幹線道路で、自転車歩行者道を有する道路 ・周辺が住宅系用途地域であり、沿道系用途地域が指定されている道路。または指定が予定される道路 |
| ②都市防災機能 | a. 災害時の活動支援 | a1: 災害時の避難活動を支援する a2: 消防活動困難地域の解消に寄与する | ・一時避難所（主要施設）に接続する道路 ・比較的密集した住宅地を通過する道路 |
| | b. 延焼遮断機能の保持 | b1: 延焼の抑止効果がある b2: 構造的に延焼の抑止効果がある | ・市街地内に位置し幅員16m以上を有する道路 ・嵩上式、掘削式等の構造により、沿道宅地と構造的に分離している道路 |
| | c. 緊急輸送路の役割 | c1: 緊急時の主たる輸送路となる c2: 緊急輸送路を補充する | ・都市間を連絡する幹線道路 ・国道及び主要地方道 ・緊急輸送路と緊急拠点（消防署、病院、警察署、市役所）を連絡する道路 |
| ③収容空間機能 | a. 公共交通の支援 | a1: バスの運行サービスを提供する a2: 交通結節点（鉄道駅）へのアクセス路である | ・既存バスルート ・整備によりバスルートとなる可能性がある道路 ・駅前道路（歴代駅、戸倉駅） |
| | b. ライフラインの収容 | b1: 都市の主軸である b2: ライフラインの収容が十分可能である | ・主要幹線道路 ・国道道と重複する道路 |
| ④交通機能 | a. トラフィック機能 | a1: 通過率が高く通行機能が重視される a2: 都市間を連絡し、広域交通を処理する役割がある | ・通過率40%以上の道路 ・主要幹線道路 |
| | b. アクセス機能 | b1: 交通結節点や主要施設への接続路となる b2: 河川に挟まれた東西の市街地間を連絡する | ・主要幹線と交通拠点（駅周辺）及び公共施設を連絡する道路 ・渡河橋を有する東西方向の幹線道路 |
| | c. 歩行者通行支援 | c1: 通勤客や買物客などの人が集まる施設周辺 c2: 小中学生の通学の安全性の確保が必要となる | ・駅周辺道路、大規模商業施設に接する道路 ・学校付近の主たる通学路となる道路 |
| ⑤市街地形成機能 | a. 都市の骨格形成 | a1: 長野圏域の円滑な都市活動を支援する a2: 本市の骨格を形成する | |
| | b. 都市拠点形成の支援 | b1: 都市拠点間を連絡し、都市拠点相互の発展に寄与する。 b2: 都市拠点の発展を支える | |

都市計画変更の素案

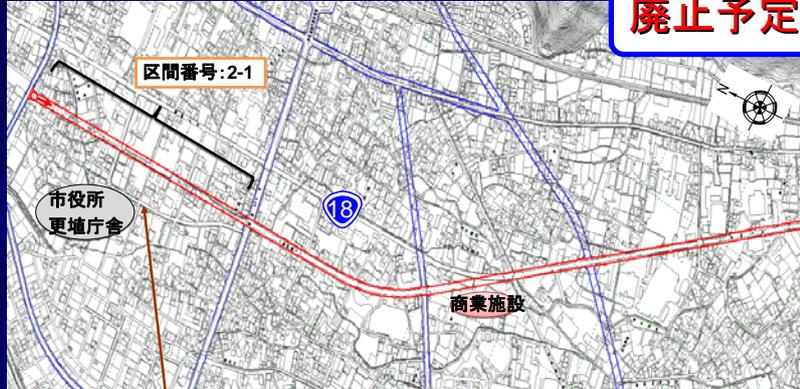


廃止予定区間
12路線 10,049m

変更予定区間
2路線 766m

■ 国道線（昭和40年決定）

廃止予定区間



代替道路: 市道3000号、国道18号

■ 一重山線（昭和40年決定）

廃止予定区間



代替道路: 県道姨捨停車場線

■屋代東線（昭和40年決定）

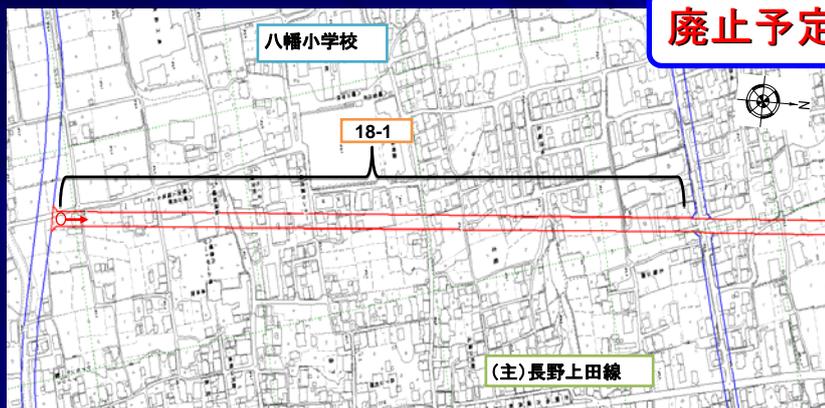


廃止予定区間



代替道路: 県道白石千曲線

■川西線（昭和40年決定）



廃止予定区間

代替道路: 国道18号バイパス

(3・3・21上田篠ノ井線 平成3年都市計画決定)

■川西線（昭和40年決定）

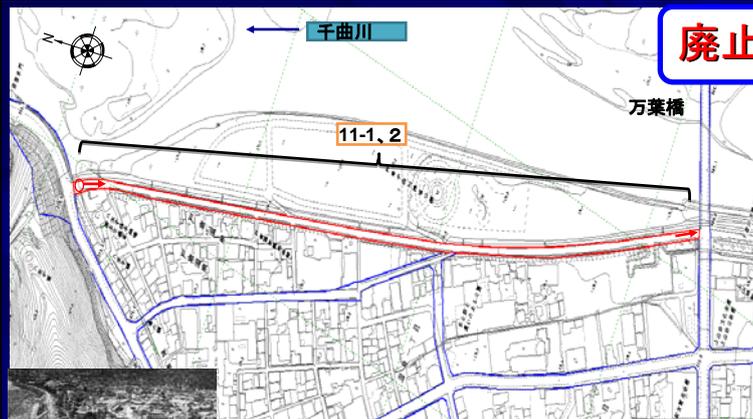


廃止予定区間

代替道路: 国道18号バイパス

(3・3・21上田篠ノ井線 平成3年都市計画決定)

■向島線（昭和28年決定）

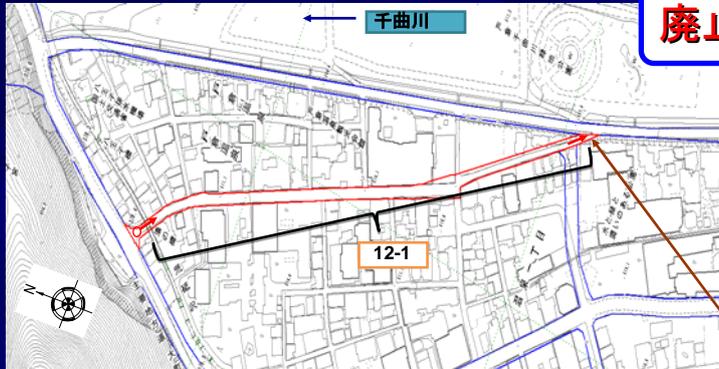


廃止予定区間



堤防道路に停車する観光バス(S31年)
上山田温泉街へのバスの利便性を目的

■戸倉温泉通り線（昭和28年決定）

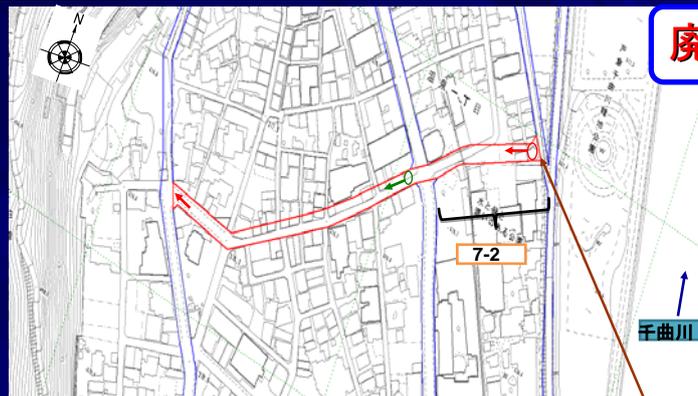


廃止予定区間

すりつけ勾配が道路構造令に
不適合



■新世界通り線（昭和28年決定）

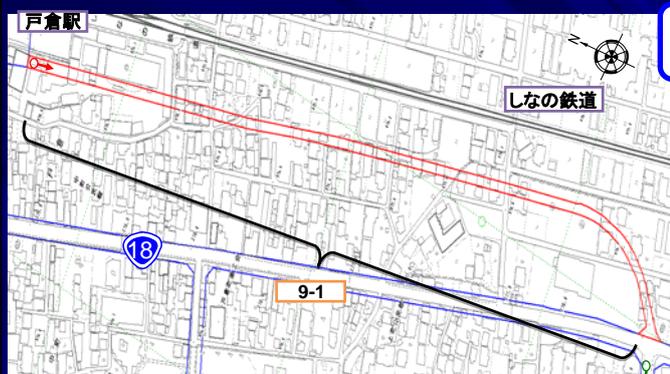


廃止予定区間

すりつけ勾配が道路構造令に
不適合



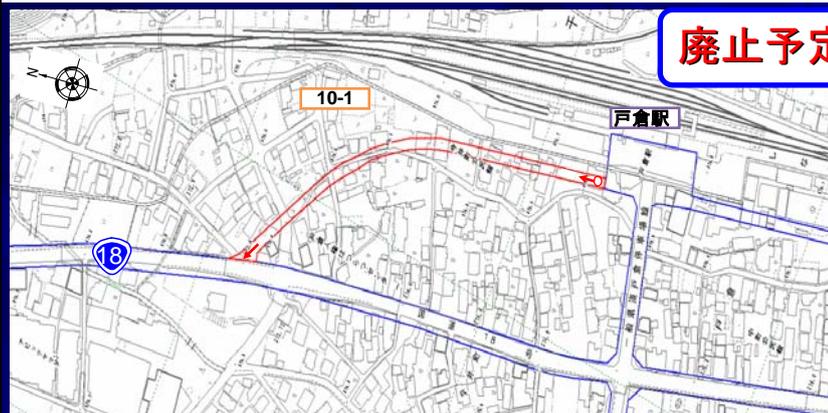
■ 東町観世通り線（昭和28年決定）



廃止予定区間

バス交通の利便性(国道渋滞の緩和)
(決定当時、長野上田間を70往復)

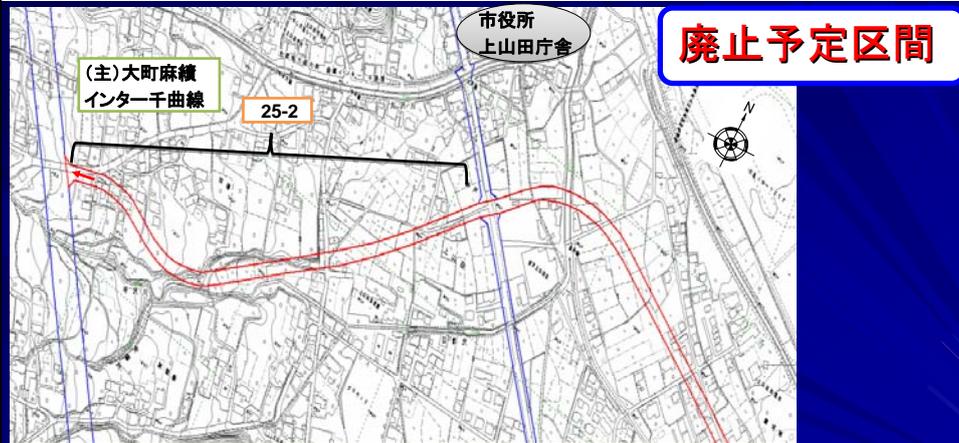
■ 北町線（昭和28年決定）



廃止予定区間

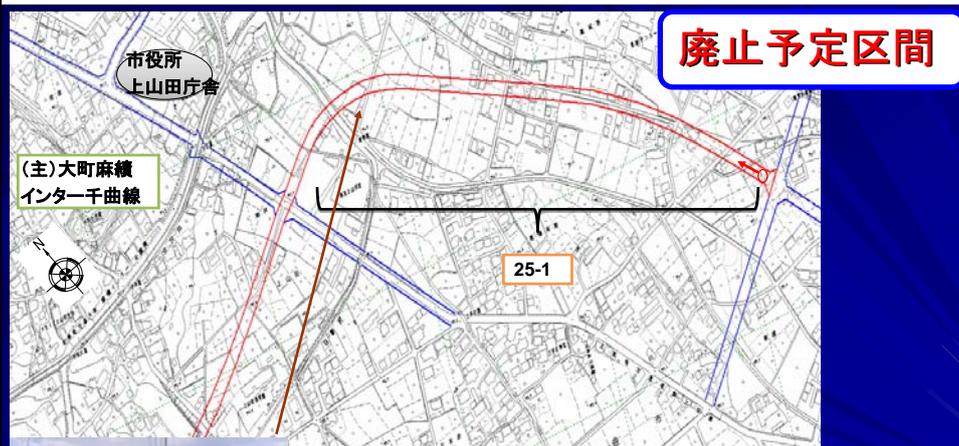
バス交通の利便性(国道渋滞の緩和)
(決定当時、長野上田間を70往復)

■羽場線（平成3年決定）



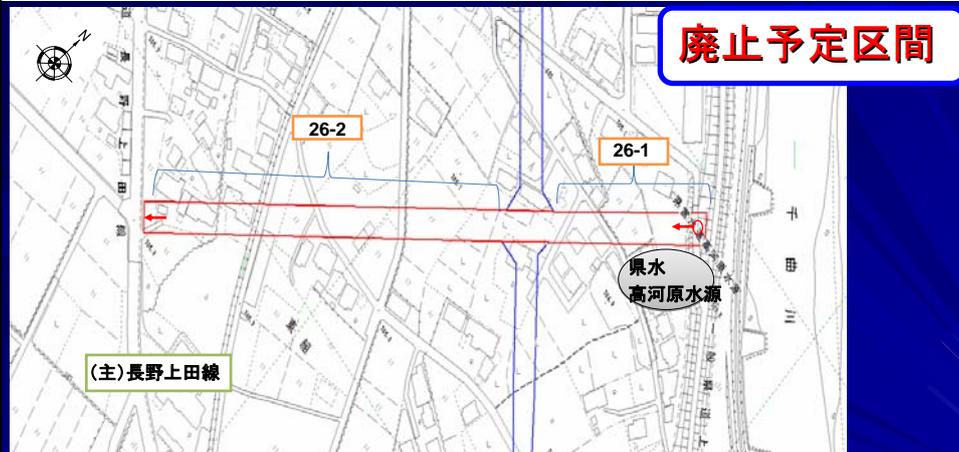
三本木区画整理事業に併せて都市計画決定
代替道路:(主)大町麻績インター千曲線

■羽場線（平成3年決定）



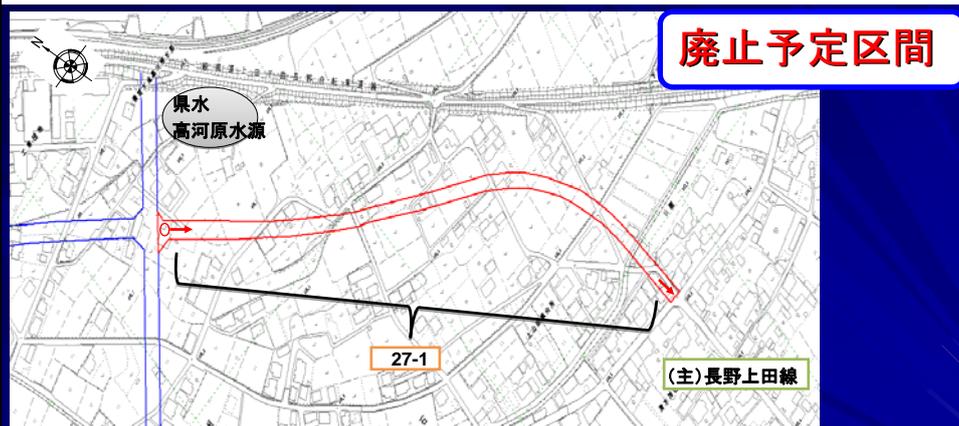
代替道路:市道拡幅工事を実施中

■上山田線（平成3年決定）



三本木区画整理事業に併せて都市計画決定

■カ石線（平成2年決定）



県道カ石バイパス
開通による交通の流れの変化

■国道線（昭和40年決定）



廃止予定区間
変更予定箇所



国道線の起点を変更
神社、商業施設敷地に計画

■戸倉上山田線（昭和28年決定）



変更予定区間



幅員16mを12m
に変更
(歩道4.5→2.5m)

■戸倉上山田線（昭和28年決定）



変更予定区間



幅員16mを12mに変更
(歩道4.5→2.5m)

■説明内容

1 都市計画道路見直しの必要性について

2 都市計画変更素案について

3 今後の手続きの流れについて

■ 今後の手続きの流れについて

